



中津市監査委員告示第 17 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年12月19日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 財政援助団体監査

| 指 摘 事 項 | 措置内容又は措置方針等 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>[実施団体名] 耶馬溪周辺地域振興対策推進会議</p> <p>[補助金等名] 中津市周辺地域振興対策事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 耶馬溪支所地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>(1)収入予算書・決算書について</p> <p>① 収支予算書において、支出科目が事業費の合計額のみ記載されており、科目の内訳が不明であった。支出欄には必要経費を科目ごとに詳細に記載し、さらにイベント毎の経費を摘要欄に記載するなど経費の配分が分かるような記載を求める。 また、収入欄については収入科目の算出内容を摘要欄に記載されたい。</p> <p>② 収支決算書において、予算書には計上していない運営費が計上されていた。補助金交付要綱第9条第2項第1号に則り、経費の配分を変更する場合には、補助事業変更等承認申請書(様式第3号)により市長の承認を受けられたい。 また、イベント参加料について、補助対象外収入としているが、補助対象事業の実施に伴い直接得られる収入がある場合にはその収入は補助対象収入として補助対象経費の財源に充当されるべきである。実績報告書を修正し市に再提出を行うとともに、今後は補助対象事業の実施に伴い直接得られる収入がある場合には補助対象収入として計上されるよう注意されたい。</p> | <p>ご指摘の件につきましては、予算書作成時にイベント毎に科目欄を設け、予算の配分が分かるよう記載方法を変更いたします。 また、収入につきましても積算根拠の記載をいたします。</p> <p>ご指摘の運営費については、イベント事業の中の運営費として捉えており、変更申請を行っておりませんでした。今後は、予算計上時にイベント毎に科目欄を設け計上し執行いたします。 また、経費の配分等変更が生じた場合は、補助事業変更等承認申請書を提出いたします。 実績報告書につきましては、イベント参加料の一部を補助対象経費として計上し、令和5年11月15日に実績報告書を再提出しました。今後は、参加料等の収入は補助対象収入として計上し、補助対象経費の財源に充当するよう適正な会計事務処理を行います。</p> | |

| 指 摘 事 項 | 措置内容又は措置方針等 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>(2)契約について</p> <p>のぼり60枚の購入を業者1者による見積執行で発注していた。また、契約書（請書）や履行確認の写真がなかった。</p> <p>市の物品購入で1件10万円以上となる場合は、なるべく2者以上の見積執行により業者を選定するよう定められている（中津市契約規則第36条）。協議会においても、市職員が管理する上では、市の規則に準じた適正な契約事務を行われたい。</p> <p>(3)支出事務について</p> <p>① イベント費用や花代等一部立替払いを行っていた。本補助金については外部団体に支出した補助金ではあるものの、本団体の会計処理は市職員が努めており、職員が管理している公金であるため、中津市会計事務マニュアルに則り、立替払いは原則行わないよう注意されたい。</p> <p>なお、出金の際は令和3年度定期監査での指摘の通り、資金前渡命令書・精算命令書等の伝票にて起票されたい。</p> <p>② 市に提出された実績報告書に添付している領収書の写しには但し書き（品名）が記載されていないが、事務局保管の領収書（ノーカーボンの複写式）原本には、但し書きにペンで「トナー代として」と記載がされていた。当該領収書は請求書の添付がなく、追記された但し書きでしか購入品目の確認ができなかった。この追記方法では、正しい購入品目が記載されているのか判断できかねる。</p> <p>領収書を受領する場合は、誤記載・記載漏れ等が無いが慎重に確認するよう心掛けられたい。</p> | <p>ご指摘の件につきましては、今後、1件10万円以上となる場合は、2者以上の見積執行を行うよう市の規則に準じた適正な契約事務を行います。</p> <p>ご指摘の件につきましては、原則立替払いは行わないこととし、また、資金前渡命令書・精算命令書等の伝票にて起票するよう改めます。</p> <p>ご指摘の件につきましては、請求書の再発行を依頼し添付いたしました。今後、領収書等を受領する際は、その場で必ず記載漏れ等がないよう確認いたします。</p> | |

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 財政援助団体監査

| 指 摘 事 項 | 措置内容又は措置方針等 | 備考 |
|---|--|----|
| <p>[実施団体名] 下郷村</p> <p>[補助金等名] 中津市周辺地域振興対策事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 耶馬溪支所地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 団体の規約及び会計処理規程により事務局と経理責任者が任命されているが、実際に支払いの事務を行う者と、金銭を支払う場合の承認者である経理責任者が同一人になっている。不明瞭な支出等を防ぐためにも、支払い事務を行う者と承認者は別にすべきである。 なお、事務員が支出書類を作成し、代表が承認決裁を行ったあと出金処理を行う方法が望ましく、会計事務について見直しを行われない。</p> <p>② 冊子製作の一部やイラスト等を個人事業主に発注しているが、すべて口頭で行われており、見積書や発注書、請求書等が一切ない。仕様や委託金額の認識違いなど後々トラブルが発生しないよう、契約書類を作成し適切な事務処理に心掛けられたい。 また、団体の事務・経理・冊子の主な製作業務をすべて同一人が行っている。不明瞭な会計処理にならないよう注意を払い、適切な事務処理に努められたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 冊子製作費の領収書は、金額が訂正されていた。領収書は代金の受領を証明するための証憑書類であり、原則、金額の訂正はできないと考えられる。今後、金額が訂正された領収書が提出された場合は、特に再発行できない理由がある場合を除き、再発行を依頼するよう指導されたい。</p> <p>② 事業計画書や収支予算書、実績報告書等の提出書類が一部不適格のまま受領されているものが多く見受けられる。 各団体には、補助金の財源は市民の税金等によるものであることを改めてご理解頂き、補助金事務ガイドラインに則った適切な事務処理に努めるよう指導されたい。</p> | <p>ご指摘の件につきましては、会計事務の見直しを行い、支払い事務を行う者と経理責任者を別の者にいたします。 また、支払いにつきましては、支出書類を作成し、会長承認後に出金処理を行うよう改めます。</p> <p>ご指摘の件につきましては、今後仕様書の作成を行い、見積書、請求書の徴収、契約書の作成など適正な事務を行うよう改めます。 また、事務・経理や受託者が同一人物にならないよう、複数人で業務を分担し、不明瞭な会計処理にならないよう努めます。</p> <p>ご指摘の件につきましては、誤った認識により金額が訂正された領収書を実績資料として受理していました。今後は領収書の訂正は認めず、必ず再発行を依頼いたします。 なお、提出された書類は慎重に確認し、適切な事務処理に努めます。</p> <p>ご指摘の通りです。 今後は、交付決定時に提出書類についての説明を必ず行い、補助金事務ガイドラインに沿った適切な事務処理を行うよう指導を徹底します。</p> | |

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 財政援助団体監査

| 指 摘 事 項 | 措置内容又は措置方針等 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>[実施団体名] 如水なかよし広場 外3団体</p> <p>[補助金等名] 中津市パパママクラブ地域活動事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 子育て支援課</p> <p>Ⅱ. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 本補助金の対象は、「団体が地域活動を行う事業に要する経費」(補助金交付要綱第2条)で、「会員に限定せず、広く地域の保護者や子どもたちを対象とした事業を実施すること」(対象経費基準②)と定められていることから、広く地域の保護者等を対象とした事業のみが補助対象となるが、団体に対し事業内容の適切な説明を行っておらず、団体構成員のみの交流会等、地域活動ではない事業を補助対象としていた。 団体に対し、事前に事業の内容説明を適切に行い、交付要綱等に準じた適正な事務処理を行われたい。</p> <p>② 車賃(燃料代)については、中津市補助金事務ガイドラインでは、補助対象額は総務課人事係発行の「旅費の手引」に準じる経費に限るとされているが、団体に対し車賃の十分な説明を行っておらず、団体の規程に基づいた積算方法により、補助対象額を超過した交付を行っていた。 その他の経費も含め、対象経費については「対象経費基準」等にわかりやすく詳細に記載し、団体に対し事前に補助対象経費の説明を十分に行うとともに、適正な履行確認を行い、中津市補助金事務ガイドライン等に準じた適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>交付要綱の解釈誤り等のため、団体に対しての事業内容の説明が適切ではありませんでした。 交付要綱等に準じていない経費につきましては、本来は補助対象外経費として返還を求めるところですが、市が団体に対して事業内容の十分な説明を行っていなかったことが原因であることから、今回は返還を求めないことといたしました。 今回の指摘を受け、要綱・規定等について職員内での周知を図り、各団体への交付要件についての通知を11月16日に行いました。さらに、12月19日に説明会を開催し、交付要件や活動内容が明確に確認できる書類の提出等について十分な説明を行い、今後は交付要綱等に基づいた事務を行います。 また、次年度以降は、交付要件に沿った活動内容及び、地域活動の周知方法等の計画書の事前提出を求め、適正な事務処理を行います。</p> <p>ご指摘のとおり「旅費の手引き」に準じた積算を行ったところ2,400円の補助対象額超過となりました。超過分につきましては、本来は補助対象外経費として返還を求めるところですが、団体に対し、補助対象経費の十分な説明を行っていなかったことが原因であることから、今回は返還を求めないこととしました。 今回の指摘を受け、「対象経費基準」に、車賃の積算方法等を具体例と共に詳細に掲載し、対象経費を明確にしました。 今後は、実績報告の添付書類にも積算内訳の記載を求める等、「①」と同様、12月19日の説明会において対象団体へ十分な説明を行い、中津市補助金事務ガイドライン等に準じた適正な事務処理を行います。</p> | |